



2005

No. 2

The Natural Science Publishers' Association of Japan

# 自然科学書協会会報

発行人・志村 幸雄

編集・広報委員会

発行・2005年4月15日

社団法人 自然科学書協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-101 文化産業信用組合内 TEL03-3292-8281

URL : //www.nspa.or.jp

## 出版社における個人情報保護対策

— 会員特別セミナーより —

(株)南江堂 横井 信

2月22日午後1時より、日本出版クラブ会館で、第二東京弁護士会所属の藤原宏高弁護士を講師に迎え、会員特別セミナーが開催されました。当日の参加者は43社64名、講演時間は約1時間30分。前半は個人情報を収集・利用・保有・提供するうえでの「個人情報保護法のルール」について事例を交えて解説され、後半は読者カードなどを例に、「出版業者における個人情報保護」の具体的な対応について15分ほど説明されました。最後に質疑応答が約10分間行われ、盛会のうちに講演は終了しました。講演の流れにそって、要点を紹介します。

### ＜個人情報保護法のルール＞

●「個人情報保護法」とは、個人情報取扱事業者がどんな個人情報をもち、どのように取り扱っているのかということをも「ガラス張り」にして、監視する仕組みにした法律です。

●第三者提供などで「本人の同意」を得る際、本人の意思表示が不確かなら、同意を得たとは解釈されません。「黙示の同意」が認められるのは、きわめて限定的な場合のみ。

●個人情報を取り扱ううえでの基本は、設定した利用目的の達成に必要な個人情報のみを収集すること、「目的外利用の禁止」を十分配慮して利用するとともに「情報セキュリティ対策」を講じること、保管媒体・場所・方法・期限そして廃棄等のルールを定めることです。

●「開示請求」に対しては、本人確認の方

法をきちんと決めて、慎重に対応。本人確認を怠って別人に開示した場合、プライバシー権の侵害で損害賠償義務を負う可能性もあります。

●個人情報保護法では、「利用目的」、「利用目的の変更」、「第三者に提供する場合のオプトアウト」、「オプトアウトに関する事項の変更」、「共同利用する場合」、「共同利用に関する事項の変更」、「利用目的等を本人が知り得る状態におく義務」について公表等を求めています。

### ＜出版業者における個人情報保護＞

●読者カードによって個人情報を直接収集する場合、特定した利用目的を明示しなければなりません。たとえば、「当社出版企画の参考とするため」、「当社新刊案内等の送付のため」など。

●印税の支払先銀行口座などのデータは、「センシティブ情報」なので、不特定の人がアクセスできないように管理すること。それらが記載された書類は、施錠したキャビネットに収納するなど、厳重に保管。



講演する藤原宏高弁護士

●施行前に収集した個人データは、施行後もDMの送付に使用できます。ただし、保有個人データとして引き続き利用する場合は、利用目的などを「本人の知り得る状態におく」こと（ホームページでの掲載など）。

●賛助会員となっている会員名簿からの個人情報の取得は、間接収集に該当。それをDMに使う場合は、利用目的を本人に通知または公表すればよく、DM先から「なぜ私の個人情報をもっているのか」と質問されても、入手先まで答える義務はありません。

●採用試験のときに提出された履歴書は、インデックスをつけて保管すると個人データとなり、6ヵ月以内に廃棄しなかったら開示の対象となります。不採用になった者の履歴書は、不要になった時点で廃棄。

講演を拝聴して、情報について認識を新たにしなければならないと思いました。まず、著者や顧客の情報は多ければいいというものではなく、これからは「情報をもつことがリスクでもある」ということ。また、自分たちが集めたからといって自分たちのものになるわけではなく、「情報はあくまでも本人のもので、それを預かっているだけである」ということ。そして、それらの認識のうえに立って、「組織としての情報管理」をルールに則って進めなければならないと思います。

なお、(社)日本書籍出版協会および(社)日本雑誌協会では、『出版社における個人情報保護対策の手引』を作成し、会員に配布していますので、参考にしてください。同手引書は同協会のホームページでもご覧になれます。

## 再販制度の適切な利用に 当たっての留意点

—「再販問題」合同研修会講演より—

森北出版(株) 森北 博巳

2月9日、出版梓会と当協会は合同で、公正取引委員会の野口文雄取引企画課長をお招きし、標記の講演会を行った。要旨は以下のとおりです。

なお、講演の主旨は昨年12月9日に行われた書協協共催の説明会とほぼ同一です。より詳しい内容は、「書協」2005年1月号などを参照されたい。

### ＜再販制度の概要＞

メーカーが再販売価格を拘束することは、不公正な取引方法にあたり、原則違法です。ただし、書籍等の著作物はその適用が除外されており、出版社は再販売価格を決定することができます。

### ＜ポイントカード＞

ポイントカードは、購入時にその場で値引きするわけではないので、厳密には値引きとは異なるものの、広義の値引きと考えてよい。ポイントカードが再販契約違反かどうかは、契約当事者間の判断による。ここでいう契約当事者とは、個々の契約の当事者のことであり、ある出版社・書店が当事者となっている契約について、他の書店・出版社、団体等が関与すべき問題ではない。また、現行の再販契約書のひな形では、ポイントカードの扱いは必ずしも明確でないため、取次が自ら契約違反と判断することはできない。

再販契約に関連し、独占禁止法上の問題があれば、公取委は対処する。たとえば、1%程度のごく低率のポイントを制限するのは、一般消費者の利益を不当に害するおそれがある。また、他社商品販売に対するポイント提供や利用を制限することはできない。

書店の団体が、出版社や取次に対してポイントカードの利用をやめさせるようにしたり、出版社が話し合っポイントカードの利用中



講演する野口文雄取引企画課長

〈(株)電気書院前社長 田中久雄氏を偲ぶ〉

## 思い出すがままに

(株)昭晃堂 社長 阿井國昭



田中久雄氏は私にとって、志賀直哉の小説『小僧の神様』のように大変ありがたく、また不思議な存在でした。長い闘病の末、昨年12月5日、71歳の生涯を閉じられたことは残念の極みです。田中さんは大学の先輩・後輩であることの気安さからか、私が一方的に甘えてお付き合いを願っていました。初めての出会いは、20数年前、箱根環翠楼の浴場でした。頭から足の先まで真っ黒に日焼けされ、裏・表の区別がつかないとはこのことかと思っただけ、第一印象です。

その後親しくなるにつれ、心の中までも裏・表のまったくない崇

高な人格を備えた方であることがわかりました。氏の生業は出版人ですが、また多趣味な文化人（風流人）としての風格があり、特に絵画には造詣が深く、超一級品のコレクターでした。

お好きなゴルフではご迷惑を省みず、毎年京都で桜の季節に家族対抗戦で競い合い、その都度どんな複雑な「賭け」の精算でも喜々として瞬時に処理されるその時にこそ、工学博士の片鱗(?)を垣間見た思いでした。祇園での女将・芸妓との軽妙・洒落なやり取りはとても楽しく、場を和ませ、盛り上げ、正に遊びの腕前はシングル

でした。氏はあの田中スマイルを終生絶やすことのない温厚な人柄でしたが、反面、幾度の大手術にも耐え抜かれ、常に前向きな姿勢を崩されなかったことは、氏の強靱な精神力のなせる業であったと思います。また、氏の眼差しは常に俗世とは無縁の一点を凝視され、何か茫洋としたスケールの違いを感じていましたが、それが何であるかを明かされることなく、孤高の人は不帰の客になってしまわれました。ここに謹んでご冥福をお祈り致します。

止を一斉に働きかければ、独占禁止法違反のおそれがあります。

ポイントは購入時に値引きしたと考えるべきで、蓄積ポイントの利用は値引きではない。また、クレジットカード会社が出したものであれば、書店が値引きしたとはいえない。

### 〈再販対象商品と非対象商品のセット商品〉

現状、再販の対象としてよい品目は書籍、雑誌、新聞、レコード盤、音楽用テープ、音楽用CDの6つ。独占禁止法と著作権法では著作物の定義が異なるため、ゲームソフトやDVD等は再販対象とはできない。

再販対象商品と非再販商品のセット販売自体は適法。ただし、セット商品は非再販となり、定価表示を「価格」等に直すようお願いしています。具体的には、書籍と、玩具類・DVD・CD-ROM等がセットになっているものが該当します。

どこまでを「軽微なおまけ」とみなして定価販売してよいかは、出版社の良識に従って判断してほしい。それ自体を販売しているといえないようなものであり、原価の1割以内

程度であれば、軽微なおまけと考えてよいのではないかと。ただし、たとえば本と同じような内容のCD-ROMを付録とするような場合、CD-ROMの盤の原価のみをコストとみるわけではなく、それ自体が販売された場合にくらか、ということが目安となります。

辞書や地図のCD-ROM版は、書籍由来ではあるものの、書籍とは異なる機能があり、再販対象とはいえない。また、普通の手帳は書籍という概念ではない。

取次が定価表示を要請する行為は、再販対象であるかどうかにかかわらず問題があります。また、「定価」から「希望小売価格」等に表示を変更した場合に、取引条件を不利益変更してはいけません。

複合出版物の価格表記について、すでに「定価」表示で流通している商品の回収やシール貼りまでを直ちに求めることはしないが、可能な範囲で早めに対応してほしい。またこれは、当該商品の販売価格の拘束を認めるという意味ではない。

講演の要旨は以上のとおり。なお、この件に関する質問は、公取委の取引企画課で受け付けています。また、匿名の場合でも、書協・雑協の再販委員を通して質問をしてほしいとのことです。

## 専門委員会より

### ● 総務委員会

第54期事業年度も1ヵ月半を残すのみとなりました。本年度は役員改選の年にあたります。本来ですと、会員名簿を作製するところですが、今後は、ホームページにて対応していきたいと考えています。会員名簿に関しての改訂情報は、近々会員各位にお願いする予定にしています。今後の課題であります事務局体制の充実とパソコン環境の整備については、引き続き検討してまいります。

5月19日には次年度の予算総会を予定しています。現在、そこに向けての予算案作りを進めています。6月に入りますと、役員改選が行われます。この点につきまして、会員各位のご協力をお願いいたします。なお、4月の定例理事会は、4月18日に京都での開催となります。

(委員長 南條 光章)

### ● 販売・出展委員会

7月7日(木)から10日(日)に開催されるTIBF(東京国際ブックフェア)に向けての準備も着々と進んでいます。3月29日現在の出品状況は、2,550点・2,560冊となっています。今回の目標の2,800冊まで、あと240冊不足しています。昨年は棚・分野別展示などの新機軸と、年々の来場者数の増加などが奏効して売上が著増しました。今回の出品リストを見ますと、30冊未満の会員社も散見されますが、昨年より30冊までは出品料無料(協会負担)としましたので、今年の新刊などで更なる出品の積み増しをお願いします。

また、会員社発行雑誌へのTIBFの広告掲載のご協力を例年同様よろしくお願いします。すでに、B5判×2分の1頁の版下をお送りしました。

なお、9月2日から開催される「第11回北京国際図書展示会」への当協会会員社からの出展申し込みは、3月末現在で16社・95点となっています。

(委員長 藤実 彰一)

### ● 情報システム委員会

「個人情報保護」。これは当委員会にも関連ある問題です。各社とも情報が次第に電子的データベース(DB)に入れられるようになり、その多くに個人情報が含まれています。紙の上だと目に付きやすく保護を考えますが、パソコン上では無関心になりがちです。また転送も簡単であとが残りにくいやっかいなものです。転送や持ち出しを禁止するようにしてください。DBからダイレクトメールを送るときは、相手の許可を要する場合がありますのでこれも要注意。

TIBFの展示品のリスト作成・短冊打ち出しは当委員会を受け持ってきましたが、ソフトがほぼ完全に作動するようになってきましたので、販売・出展委員会に戻

すことになりました。

(委員長 森北 肇)

## ◇ 自然科学書協会役員改選

### スケジュール(予定) ◇

当協会54期の役員任期が5月31日をもって満了となります。それに伴い、選挙管理委員会(松嶋 徹=委員長、飯塚尚彦、平田 直)により、以下のスケジュールで次期役員改選が行われます。

- 4月18日(月) 定例理事会 選挙日程の確認
- 4月25日(月) 当協会登録の代表者名簿の確認文書送付
- 5月9日(月) 当協会代表者名簿の確認締切
- 5月19日(木) 定例理事会 役員候補者選考委員委嘱(理事長より)
- 5月30日(月) 役員候補者選出の案内送付(役員候補者選考規定、役員選挙投票用紙、当協会登録の代表者名簿)
- 6月14日(火) 投票締切
- 6月15日(水) 開票(午前中・選挙管理委員会) 役員候補者選考委員会開催(委員長=理事長)
- 6月16日(木) 定例理事会 理事・監事候補者の発表
- 7月21日(木) 定時総会 理事・監事候補者の承認

### 【今後の主要行事】

- ◆ 第54期 第2回定時総会(予算総会)  
日時: 2005年5月19日(木) 16:00~17:00  
会場: 日本出版クラブ会館
- ◆ 東京国際ブックフェア2005  
期間: 2005年7月7日(木)~10日(日)  
会場: 東京ビックサイト
- ◆ 第55期 第1回定時総会(決算総会)  
日時: 2005年7月21日(木)  
17:00~18:00 定時総会  
18:00~ 懇親会  
会場: 日本出版クラブ会館

### 【協会代表者変更】

(財)東京大学出版会より、当協会代表者の変更届があった。  
旧代表者 渡辺 勲  
新代表者 山口 雅巳(専務理事)

### 編集後記

◇出版業界の販売金額は2兆円余、パチンコ産業はいまや30兆円といわれている。出版は文化の担い手と自負しているわりには、何とも情けない話。出版社が頑張らない限り、業界の回復はない。一昨年のTIBFの基調講演、立花 隆氏の「企画の貧困が出版不況の一要因、読者はいる」が思い出される。奮起して大いに飛躍を。本号では、何かと扱いが面倒と思われる個人情報保護対策、セット商品=再販問題を研修会からまとめていただいた。(A. I)

### 第53/54期広報委員

<担当常務理事> 筑紫 恒男(建帛社)  
<委員長> 平田 直(中山書店)  
<副委員長> 宮部 信明(岩波書店)  
<委員> 井上昭彦(朝倉書店)・池田富士太(科学新聞社)・長 滋彦(技報堂出版)・柏原徹二(南江堂)・小沼正博(恒星社厚生閣)・新谷滋記(工業調査会)・田中久米四郎(電気書院)・森田 猛(緑書房)・安原 仁(家の光協会)